入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月28日

独立行政法人水産総合研究センター

北海道区水産研究所長　谷津　明彦

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　01

1　調達内容

（1）　品目分類番号　26

（2）　購入等件名及び数量　冷水製造装置　一式

（3）　調達案件の仕様等　入札説明書による。

（4）　納入期限　平成27年3月31日

（5）　納入場所　北海道川上郡標茶町字虹別728－1　独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所　虹別さけます事業所

（6）　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

（1）　独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

（2）　平成25・26・27年度独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の製造」若しくは「物品の販売」の業種「その他」で、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

（3）　独立行政法人水産総合研究センター理事長から物品の製造、物品の販売及び役務等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされてい

る者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札書の提出場所等

（1）　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒062-0922　札幌市豊平区中の島２条２丁目４－１　独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所業務推進部業務管理課用度係　渡邊はるか　電話 011-822-2176　FAX011-822-3342

（2）　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①　直接交付

上記 3(1)の交付場所にて交付する。

②　宅配便着払いによる交付

任意書式に「冷水製造装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、

住所、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてＦＡＸ送信すること。

③　メールによる交付

任意書式に「冷水製造装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてＦＡＸ送信すること。

(3)　入札説明会の日時及び方法　仕様書等に関し質疑がある場合には、平成26年11月21日までに上記3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(4)　入札書の受領期限　平成26年12月18日午後5時（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

（５）　開札の日時及び場所　平成２６年１２月１９日午後２時　北海道札幌市豊平区中の島２条２丁目４－１　独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所　会議室

４　その他

（１）　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（２）　入札保証金及び契約保証金　免除。

（３）　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（４）　契約書作成の要否　要。

（５）　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき

者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（6）　手続きにおける交渉の有無　無。

（7）　競争参加者は、入札の際に独立行政法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（8）　詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6　Summary

（1）　Official in charge of disbursement of the

procuring entity: Akihiko Yatsu, Director General, Hokkaido National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(2) Classification of the products to be procured: 26

(3) Nature and quantity of the products to be purchased: Water Cooler 1Set

(4) Delivery period: 31 March 2015

(5) Delivery place: Nijibetsu Field Station, Hokkaido National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

② have Grade A, B, C or D “Manufacturing”

or “Seles” in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

(7) Time limit for tender: 5:00 P.M. 18, December 2014

(8) Contact point for the notice: Haruka Watanabe, Purchasing Subsection, Management Section, Project Management Division, Hokkaido National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 2-2-4-1, Nakanoshima, Toyohira-ku, Sapporo, Hokkaido, 062-0922 Japan. TEL 011-822-2176

冷水製造装置

調　達　仕　様　書

独立行政法人水産総合研究センター

第１章　　総　則

１．目的及び用途

この仕様書は、独立行政法人水産総合研究センターが調達する、冷水製造装置（以下、「本装置」という。）について規定する。

２．調達数量

一式

３．納入場所

〒０８８－２４６２
北海道川上郡標茶町字虹別７２８番地１
独立行政法人水産総合研究センター　北海道区水産研究所　虹別さけます事業所

４．検　　査

本装置は、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所の検査職員による検査を受け合格しなければならない。

５．その他

（１）本装置の搬送・搬入・既存給水管への接続・既存制御弁制御用回路への組込・試運転調整は、受注者側で行うこと。
（２）受注者は、平成２７年３月３１日までに納入を完了すること。
（３）受注者は、本装置納入後、操作に従事する職員（以下「当該担当者」という。）及び検査職員に対し十分な取扱説明を行うこと。なお、試運転調整及び取扱説明実施日時については、当該担当者と打ち合わせの上、施行すること。
（４）受注者は、本装置構成機器について、和文で示した取扱説明書を、納入時に２部提出すること。

第２章　　構　成

１．本装置の概要

我が国で漁獲されるサケ類は、殆どが人工ふ化によって再生産されている。放流される稚魚の数は毎年ほぼ一定であるが、帰ってくる魚の数は年や場所によってしばしば大きくばらつきがある。この要因の一つとして、放流直後の沿岸域での死亡率の違いによるところが大きいと考えられており、その要因の解明が求められている。また、国際条約により、日本で生まれたサケ類の資源管理を行うため、北太平洋上におけるサケ類の分布や行動に関するより多くの情報を集めなければならない。

一般に、動物の成長様式や行動範囲、個体数の推定等を行う手法として、標識を付けて野外に放し、その後に再度確認する方法（標識再捕法）が用いられている。しかし、サケ・マス類は放流された後、広い海域に分散回遊するため、この方法によって種々の調査を行おうとする場合は、出来るだけ多くの個体に標識を付けて、再捕する確率を高める必要がある。

そこで、魚の耳石にバーコードの様な印を付ける「耳石温度標識法」という当所の技術により、放流する約１億４千万尾のサケ・マス幼稚魚の全数に標識を付けることが可能となった。この耳石温度標識を施すための装置が冷水製造装置である。

また、卵期及び仔魚期に原水温度より低い水温の管理水を供給し、成長を抑制させることにより、稚魚の適期放流が可能となることから、本装置で生産される冷水は、成長抑制としても使用する目的もある。

２．本装置の構成および数量

冷水製造装置　　一式

・冷水製造装置　　４組

（冷水製造装置のユニット構成）

制御盤、水冷チラーユニット、各種ポンプ（SUS以上）、制御機器及び各種配管、給水元等から構成され、さけ・ます卵の耳石温度標識作業及び成長抑制作業用として、原水温度の変動に伴い追随した生産水温度幅⊿t=4.0℃差で、50L/minの管理水を生産し、ふ化槽等へ安定供給する装置である。

１）耳石温度標識作業

卵期における管理水温を低水温と原水温の交互に切り替え、一定期間供給することにより、耳石温度標識を施標する。

２）成長抑制作業

卵期及び仔魚期に原水温度より低い水温の管理水を供給することにより、成長を抑制させる。

第３章　本装置の仕様

１．冷水供給方式

冷水供給方式は連続放流方式（水冷方式）であること。

２．原水温度、供給水温度

原水温度は約9.4～9.7℃である。

供給水温度は原水温度-4℃±0.2℃（温度勾配 4℃/h）であること。

３．供給水量

供給水量は冷水50L/minであること。

４．総電源容量

総電源容量は3φ×200V×5.0kW以下であること。

５．本体仕様

本体仕様は以下の仕様を満たすこと。

（１）ふ化用水（原水）の水温変動に追随した4.0℃差の生産水を恒常状態で流水方式により供給できること。

（２）生産水を自動的に制御するプログラム機能が組み込まれていること。

（３）送水温度または原水温度が3℃以下に低下した場合や、システム故障時に原水供給できること。

（４）システム異常があった場合を想定した警報装置等の安全対策が施されていること。

（５）冷媒規制に対応した新冷媒を使用すること。

（６）装置の原水入口にストレーナー等を取り付けること。

（７）制御盤面及び計器類は防滴構造であること。

（８）装置に使用する弁類は塩ビ製またはSUS304製以上を使用すること。

（９）装置のメンテナンスは迅速に対応できること。

（10）本体寸法は、W600×D1,500×H1,500㎜以内であること。

６．操作パネル仕様

操作パネルは以下の仕様を満たすこと。

（１）冷水温度及び原水温度を操作パネルに表示すること。

（２）冷水・原水の切り替えを操作パネルで行えること。

（３）耳石温度標識作業に伴う冷水・原水の供給期間設定及び時間設定を操作パネルで行えること。

（４）操作パネルは8インチサイズ以上の液晶タッチパネルであること。